

## 委員会議事概要

1 委員会名	令和4年度 第6回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和4年9月9日(金) 14:00~16:10
3 開催場所	沖縄県庁6階第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中14名)	(会場参加) 赤嶺博之委員、上原亀一委員、大城和夫委員、新立弘子委員 山内得信委員 (Web参加) 池田博委員、八前隆一委員、当真聡委員、伊良波宏紀委員、 大谷健太郎委員、藤田喜久委員、山川彩子委員、天方徹委員、 城間恒浩委員
5 議事録署名人	大城委員、天方委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	ウミガメの採捕承認申請について (P1~P5)
【要旨】	漁業目的2件(久米島漁協2名)の申請があり、原案のとおり承認された。原案のとおり承認された。
【特記事項】	特になし。
(2) 第2号議案	ウミガメの採捕に係る委員会指示違反に対する処分方針の適用について (P6~P14)
【要旨】	<p>先月の委員会で、沖縄海区漁業調整委員会指示違反の疑いがある事案で「沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号第2(承認申請)」の違反と報告したが、「沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号第1(採捕の制限)」に修正する。</p> <p>また、違反事実について、水産庁の見解や漁業法の逐条解説で、網にかかった時点で採捕となり、この時点で委員会指示違反だが、その後、速やかに放流するなどの適切な対応が行われれば、運用上、処罰の対象としないことができるとしている。運用上の判断は都道府県の裁量の範囲とされる。</p> <p>今回の事案は、逃がすのが困難と判断した約20匹について速やかに放流せず、所持していた包丁で刺して殺傷し放置したことが、委員会指示の承認を受けずに採捕した行為として、委員会指示違反に相当すると思われる。</p> <p>天方委員と事前に調整したが、罪刑法定主義に基づく検討の必要性を問われたが、委員会指示で殺傷に対する規定はないため、殺傷につ</p>

いては、この場では問わずに、採捕について問題にしたい。

刑法では故意で有無が重要だが、漁業法では、採捕が認められていない状況で、採捕が予見される場所での採捕は、未必の故意があると解釈している。今回の事案は、故意に網にかかったウミガメを速やかに放流しなかったことを委員会指示違反の処分相当と考える。

違反者等に対する委員会の処理方針として、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、（１）委員会指示違反に対する処分方針に基づき、違反者に対し、警告文書を発出、（２）関係漁協の代表者あてに、委員会指示の遵守の指導依頼の通知を行うことを、事務局案として提案したところ、委員から疑義が呈示されたことから、継続審議となった。

**【特記事項】**

**【赤嶺委員】**事務局の提案どおり、違反内容を明記した上で処理方針を提案するのがいいと思う。当事者には、事の顛末書、委員会指示の遵守の誓約書、漁協には委員会指示の遵守できなかった指導不足の内容を書いた文書を組合からおわび状として出していきたい。

**【事務局】**委員会からは警告文書を発出するだけだが、久米島漁協から、今後の対応も含めて説明が必要と思うので、漁協と当事者に対して説明したい。

**【赤嶺委員】**次回の委員会で、久米島漁協からの返事の発表は可能か。

**【事務局】**明確に答えられないが、委員会で報告は必要だと思うので、次回には間に合わないかも知れないが、委員会で報告する。

**【天方委員】**今回の事案は、非常に難しい案件だと思う。殺傷行為を見逃せない点は共感するが、委員会指示に明確に抵触をしないと処分ができない。確実に抵触するのが採捕で、殺傷ではなく、混獲を採捕とするは、厳しいと思う。採捕の定義について、水産庁の見解に異議にはないが、それに抵触すると認めるには、過失犯か故意犯のいずれかとなれば、故意犯になるので、採捕の故意がないといけない。

これは専門的な言葉で「未必の故意」になる。混獲があってもいいと思って刺網を仕掛けたら、混獲の可能性を認識しているので、未必の故意はあるように見えるが、事務局に事前に確認したところ、この漁師は、ウミガメがかかっていたら逃がそうと思って、刺網を仕掛けたようだ。網にウミガメがかかっていたら外そうと思って仕掛けている行為は、ウミガメを事実上の支配下に置く未必の故意がなかったと思う。ウミガメがいたら刺して殺そうと思っていたら別で、そのような意図があれば、未必の故意で、採捕違反に当たると思う。今のよう

	<p>な事実関係では、採捕に未必の故意を認めるのは難しい。</p> <p>今回指示違反として、警告を出すと行政処分の一部になると思うので、行政訴訟になったときに、採捕の故意があると認められるか怪しく、殺傷行為の案件を見逃せるのかというのはあるが、採捕に違反として、実は殺傷行為を処分することになりかねない。</p> <p>殺傷行為を違反事実に行っているが、殺傷は採捕に当たらないので、これは明らかに間違いだ。混獲ではなく、混獲後殺傷した行為を事実上罰するために採捕違反だと言っている。これは非常に問題だ。今回、逃がそうと思って混獲した例を採捕とすると、間違っって入ったことの全て採捕に当たる。そのような事例を、全部海区で議論して、処分するのか、しないのかを判断するのは無理だ。今回、この行為を採捕とすると、今後の運用にも大きな影響を与える可能性があるので、再考したほうがいいと思う。</p> <p>【上原議長】天方委員の指摘は適当だ。違反事実の中で、殺傷した行為を罰しようと読み取れるので、若干事実とは違うと思う。</p> <p>この件は、内容を精査した上で、再度、委員会の中で協議したいと思うがいかがか。</p> <p>【天方委員】できれば事務局で、県の顧問弁護士に相談すれば、争点がクリアになると思うので、検討してはどうか。</p> <p>【上原議長】ここで結論を出すのは少し性急過ぎると思う。各委員から異議がなければ、別途、顧問弁護士や水産庁と調整して、再度、提案したい。</p>
(3)第3号議案	ソデイカの委員会指示の改正について (P15～P30)
【要旨】	<p>ソデイカの採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示3の第4号は、令和4年9月30日で有効期間が終了し、新たな委員会指示を発動する必要があるため、各漁協、漁組に対して実施したアンケートの結果を踏まえた指示案が提案された。</p> <p>主な変更箇所は、①はえ縄漁業の操業禁止（試験研究は除く）、②試験研究のための操業の手続の明確化、③押印の廃止となっている。</p> <p>また条項の並びも大幅に見直した。禁漁期間（6月から11月）と旗数は現行どおりとした。原案のとおり承認された。</p> <p>また、県水産海洋技術センター海洋資源・養殖班の南洋一主任研究員からソデイカの漁獲動向・価格の変動・生態についての調査研究成果についての報告が行われた。</p>
【特記事項】	【山内委員】データの収集を標本船14隻で行ったとの説明だが、これ

は令和3年度が14隻か。

【水産海洋技術センター】今年は15隻予定したが、軽石などの影響で14隻になった。来年度は増やす予定だ。

【山内委員】令和2年、令和元年は何隻か。

【水産海洋技術センター】さらに前の年度は12隻で、その前は、10隻前後だ。ノートへの記録者が少なかった。

【山内委員】資源量を推測するには、多くの船で多角的な情報収集して、CPUの正確性を上げる必要がある。漁をしている漁業者に協力を得ることで、資源の実態、実像がより明確になる。そうした取組をして欲しい。

【水産海洋技術センター】予算次第だが標本船を増やして行きたい。

【城間委員】資源量を保全するのに漁期の短縮が効果的だという提案があった。6月から11月は禁漁期とするのは、適切な期間か。

【水産海洋技術センター】CPUの解析結果で、漁期の短縮の結果、今漁期、前年漁期が、最低だった2020年漁期に比べて回復してきているので、適切だったと考える。

【赤嶺委員】何を根拠に、はえ縄漁業が禁止の方向に進んだのか。

【事務局】はえ縄は、以前の規定で、新規参入を認めていなかった。承認されていたはえ縄漁業者が廃止届を出していることから、今回の委員会指示改正に合わせて、はえ縄漁業を禁止としたい。

【赤嶺委員】各漁協にアンケート調査を行ったほうがいいのではないか。新たにはえ縄をやりたいと人がいるかも知れない。

【事務局】試験研究で、はえ縄漁業を残した。また、委員会指示案第4にあるとおり、委員会に諮り、検討した上で、はえ縄漁業が承認される可能性もゼロではない。

【赤嶺委員】実績がなければ、はえ縄は不可というのが分からない。

【上原議長】はえ縄漁業はソデイカ資源に対する漁獲圧が大き過ぎるとして、廃止を要望されていた。その一環で、当初、はえ縄が許可された船はこれ以上増やさない方針から始まった経緯があるため、今後、はえ縄漁業を復活させるとのは、問題があるとする。

【当真委員】今回、ソデイカの委員会指示で、アンケートもよく取られていると感心した。ただ、旗数の制限は、そのままいいとされる。グラフを見ると、3トンから10トンの回答者が約2/3で、その回答者の意見が反映されている。この区分の漁船は操業日数が短い。今後の課題として、10トン以上、15トン以上の船は操業日数も長い。

	<p>今回のアンケートでは、その人数だけではなく、水揚げ量も考慮して、旗数の制限も加味したら、もう異なる結果が出ると思う。次回からその辺も考えて欲しいと思う。</p> <p>【事務局】アンケートのやり方、考え方については、今後も継続的に精査を続けていきたい。今回のアンケートまでには少し時間があるので、意見等を伺いながら、改めてアンケートの制度設計、アンケートを回答するためのアンケート用紙のデザインなどを再度精査したい。</p> <p>【池田委員】退席したいが、よいか。</p> <p>【上原議長】了解した。</p>
(4) 報告事項 1	奄美海区漁業調整委員会事務局との意見交換会の結果報告について (P30～P31)
【要旨】	<p>令和4年7月15日にソデイカの採捕に関して奄美海区漁業調整委員会事務局と沖縄海区漁業調整委員会事務局で打合せをした。</p> <p>主な内容は、①奄美海区は今漁期から漁期を短縮し、6月を禁漁にしたが、その効果を見るため、しばらく漁期の変更をしない方針であること、②委員による意見交換会について、奄美海区は、来年度であれば可能とのことであるため、次年度の開催に向けて引き続き奄美海区と調整と行って、開催に向けた準備を整えることだった。これを踏まえて、次年度開催に向けた準備を行うための調整を続けることを報告した。</p>
【特記事項】	<p>【赤嶺委員】はえ縄について、沖縄海区は承認なしで、奄美海区が3隻だ。奄美海区のはえ縄承認船が沖縄海区の区域に入ることはないか。</p> <p>【事務局】奄美海区から、北緯27度以南に奄美の漁業者は行かないと説明があったので、懸念はないと認識している。</p>
(5) 情報提供	ウミガメ類の保全と漁業活動における混獲について (P32～P35)
【要旨】	先月の委員会での要望を受けて、日本ウミガメ協議会副会長の平手康市氏を講師に迎え、アオウミガメの現状と課題から共存に向けた提言をテーマに講演が行われた。
【特記事項】	特になし。